

○新発田市新規創業支援資金利子補給金交付要綱

平成28年6月29日

告示第204号

新発田市新規創業支援資金利子補給金交付要綱を次のように定め、平成28年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における創業者の負担軽減と経営安定化を図るため、新発田市新規創業支援資金の融資を行った取扱金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、予算の範囲内で当該資金に係る負担利子の一部を新発田市新規創業支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）として交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給)

第2条 市長は、新発田市新規創業支援資金の融資を行った金融機関に対し利子補給金を交付するものとし、利子補給率は年1.0パーセント（借入利率が年1.0パーセントに満たないときは、借入利率を限度とする。）とする。

(利子補給の期間)

第3条 利子補給の対象となる期間は、金融機関が貸付けをした日から3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の交付期間において当該資金を借り入れている者（以下「資金借入者」という。）に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期間を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 事業を休止し、又は廃止した場合 休止し、又は廃止した日

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に資金借入者が金融機関に支払うべき利子の算出基礎となった元本（延滞に係るものを除く。）に対して、第2条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した利子補給金の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする金融機関は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に係るものについて、毎年度4月20日までに新発田市新規創業支援資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に新発田市新規創業支援資金利子補給金交付申請明細書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（利子補給金の交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、これを審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給金交付の決定をしたものについては新発田市新規創業支援資金利子補給金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により、不交付の決定をしたものについては新発田市新規創業支援資金利子補給金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、速やかに金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の支払）

第7条 利子補給金は、前条の規定により交付すべき利子補給金の額を確定した後に支払うものとする。

（利子補給の取消し）

第8条 市長は、資金借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 重大な法令違反により公序良俗に反することが明らかになったとき。
- (3) 法令による規則基準に違反する等の行為をしたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記第1号様式（第5条関係）

新発田市新規創業支援資金利子補給金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

新発田市長 様

住 所

金融機関名

支店長又は営業部長名

㊞

下記のとおり、 年度における新発田市新規創業支援資金利子補給金交付要綱による利子補給金の交付を受けたく、同要綱第5条の規定により申請します。また、事業の実績を併せて報告します。

記

- 1 利子補給金交付申請額 金 _____ 円
- 2 事業の内容 別紙「利子補給金交付申請明細書」のとおり

第2号様式（第5条関係）

新発田市新規創業支援資金利子補給金交付申請明細書

借入 年度	資金借入者名	借入額	償還内容			利子 補給率	利子補給額	備考
			元本残高	利子計算期間	利率			
		円	円	年 月 日～ 年 月 日 ()日間	年 %	年 %	円	
				年 月 日～ 年 月 日 ()日間				
				年 月 日～ 年 月 日 ()日間				
				年 月 日～ 年 月 日 ()日間				
				年 月 日～ 年 月 日 ()日間				
合 計							円	

第3号様式（第6条関係）

新発田市新規創業支援資金利子補給金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
金 融 機 関 名
支店長又は営業部長名

新発田市長



年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった 年度における
新発田市新規創業支援資金の利子補給について、下記のとおり交付を決定し、額を確定し
たので通知します。

記

- 1 交付決定額及び確定額 金 _____ 円
- 2 その他

第4号様式（第6条関係）

新発田市新規創業支援資金利子補給金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
金 融 機 関 名
支店長又は営業部長名

新発田市長



年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった 年度における
新発田市新規創業支援資金の利子補給について、次の理由により交付をしないことに決定
したので通知します。

理由

別記第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）